

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、 **保険税が減免**となる可能性があります。

【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 (※)主たる生計維持者とは、原則として国保世帯主を指します

⇒ **保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれる世帯の方 (※)事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ※国・県・市から支給された各種給付金を除く
- (2) 前年の合計所得金額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類等が必要となります。

○保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A×B/C)

A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、保険年金班までお問い合わせください。

※裏面「簡易判定フローチャート」もご活用ください。

保険年金課 保険年金班
(☎) 483-8451